

①

# 議 案 書

教育委員会  
令和6年5月定例会

## 議 事 日 程

日 程 1	第 1 8 号議案 ……………	P 3 ~ 5
	長崎市学校給食共同調理場条例施行規則 の一部を改正する規則	
日 程 2	第 1 9 号議案 ……………	P 6 ~ 7
	学校運営協議会の設置について	
日 程 3	第 2 0 号議案 ……………	P 8 ~ 2 1
	議会の議決を経るべき議案についての意 見の申出について	
日 程 4	第 2 1 号議案 ……………	P 2 2 ~ 2 5
	長崎市図書館運営協議会委員の委嘱につ いて	
日 程 5	第 2 2 号議案 ……………	P 2 6 ~ 3 0
	長崎市北公民館及びチトセピアホールの 指定管理者の候補者の選定に係る審査会 委員の委嘱について	
日 程 6	第 2 3 号議案 ……………	P 3 1 ~ 3 4
	長崎市科学館指定管理者の候補者の選定 に係る審査会委員の委嘱について	
日 程 7	第 2 4 号議案 ……………	(別 冊)
	人権擁護委員の推薦候補者の推薦につ いて	

## 第 18 号議案

長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市学校給食共同調理場条例施行規則（平成 16 年長崎市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則（平成 16 年長崎市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場の項を削り、同表長崎市北部学校給食センターの項中「桜が丘小学校」の次に「、神浦小学校、外海黒崎小学校」を、「小江原小学校」の次に「、外海中学校」を加える。

第 2 条 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市北部学校給食センターの項中「小江原中学校」の次に「、琴海中学校」を加える。

第 3 条 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市北部学校給食センターの項中「、手熊小学校」を削る。

### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 令和 6 年 9 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

令和6年5月29日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田慶信

理 由

神浦小学校、外海黒崎小学校、外海中学校及び琴海中学校を長崎市北部学校給食センターの対象校に加えたいのと、手熊小学校を長崎市北部学校給食センターの対象校から削りたいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則  
新旧対照表 . . . 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条第 1 項 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的とする。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

## 第 19 号議案

### 学校運営協議会の設置について

次のとおり学校運営協議会を設置する。

#### 1 学校運営協議会を設置する学校

長崎市立外海黒崎小学校、長崎市立北陽小学校

#### 2 設置日 承認の日

令和 6 年 5 月 29 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

#### 理 由

学校運営協議会を設置したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「 参 照 」

## ○ 長崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（協議会の役割）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の役割を達成できると認める長崎市立小学校条例（昭和39年長崎市条例第20号）別表に掲げる小学校（以下「小学校」という。）又は長崎市立中学校条例（昭和39年長崎市条例第21号）別表に掲げる中学校（以下「中学校」という。）ごとに協議会を設置するものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の小学校又は中学校について、1の協議会を設置することができる。

## ○長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

〔 以下、略 〕

## 第 20 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、原案のとおり了承する。

- |   |                                       |           |
|---|---------------------------------------|-----------|
| 1 | 長崎市民会館条例の一部を改正する条例                    | 別紙 1 のとおり |
| 2 | 財産の取得について（講座用ノートパソコン）                 | 別紙 2 のとおり |
| 3 | 財産の取得について（学習者用タッチパネル式ノート型パソコン）        | 別紙 3 のとおり |
| 4 | （仮称）長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について | 別紙 4 のとおり |
| 5 | 工事の請負契約の一部変更について（西町小学校改築主体工事の請負）      | 別紙 5 のとおり |
| 6 | 令和 6 年度長崎市一般会計補正予算                    | 別紙 6 のとおり |

令和 6 年 5 月 29 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

### 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 12 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるため、この議案を提出する。

「別紙 1」

長崎市民会館条例の一部を改正する条例

長崎市民会館条例（平成 27 年長崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 号の表第 1 会議室の項及び第 2 会議室の項を削り、同表第 3 会議室の項中「第 3 会議室」を「第 1 会議室」に改め、同表第 4 会議室の項中「第 4 会議室」を「第 2 会議室」に改め、同表第 5 会議室の項中「第 5 会議室」を「第 3 会議室」に改め、同表第 6 会議室の項中「第 6 会議室」を「第 4 会議室」に改め、同表第 7 会議室の項中「第 7 会議室」を「第 5 会議室」に改め、同表第 8 会議室の項中「第 8 会議室」を「第 6 会議室」に改め、同表第 9 会議室の項中「第 9 会議室」を「第 7 会議室」に改め、同表第 10 会議室の項中「第 10 会議室」を「第 8 会議室」に改める。

別表第 3 第 1 研修室の項を次のように改める。

第 1 研修室	3 時間 未満の 場合	1 時間 につき 265	4 時間 未満の 場合	1 時間 につき 264	3 時間 未満の 場合	1 時間 につき 352	1,854	2,116	2,912
	3 時間 の場合	796	4 時間 の場合	1,058	3 時間 の場合	1,058			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市民会館条例（以下「新条例」という。）別表第 3 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係

る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、  
なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例別表第1第2号に規定する第1会議室から第8会議室まで及び  
別表第3に規定する第1研修室を利用させるために必要な手続その他の  
行為は、施行日前においても行うことができる。

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するための学びの場の整備に向  
けて、文化ホールの第1会議室及び第2会議室の廃止、中央公民館の第1  
研修室の利用に係る時間毎の利用料金の基準とする額の改定等をしたいの  
で、この条例案を提出する。

「別紙 2」

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名 称	数 量
講座用ノートパソコン	90台

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

公民館講座受講者の利便性の向上を図るため、講座用ノートパソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

講座用ノートパソコンの概要

- 1 O S W i n d o w s 1 1 P r o
- 2 C P U インテル C o r e i 3 4. 4 G H z
- 3 メインメモリ 8 G B
- 4 ストレージ S S D 2 5 6 G B

「別紙 3」

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

名	称	数	量
学習者用タッチパネル式ノート型パソコン		4	5 6 台

令和 6 年 6 月 1 3 日 提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

G I G A スクール構想に則する小中学校の I C T 環境を維持するため、学習者用タッチパネル式ノート型パソコンを購入したいが、この財産の購入については、その予定価格が 2, 0 0 0 万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

学習者用タッチパネル式ノート型パソコンの概要

- 1 O S Chrome OS
- 2 C P U インテル C e l e r o n 1.1GHz
- 3 メインメモリ 4GB
- 4 e M M C 32GB
- 5 通 信 機 能 Wi - Fi

「別紙4」

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和2年3月13日に議会の議決を得て締結した(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 10,008,913,005円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木史朗

理由

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施契約については、給食の対象校を追加することに伴い、契約の金額を変更する必要があるため、この議案を提出する。

「参 考」

(令和2年3月13日議決)

(仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称)長崎市三重学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 9,423,204,884円(金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和18年7月31日まで
- 5 相手方 長崎市興善町2番8号  
株式会社長崎学校給食サービス  
代表取締役 山本徳憲

「別紙 5」

工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結した西町小学校改築主体工事の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 8 9 3, 9 6 6, 8 0 0 円

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校改築主体工事の請負契約については、労務単価が著しく上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年3月15日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校改築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,865,474,600円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和7年8月6日まで
- 5 相 手 方 森美工務店・長崎土建・長崎大建特定建設工事共同企業  
体

代表者 長崎市勝山町26番地9

株式会社森美工務店

代表取締役 安達健蔵

長崎市出島町4番2号

株式会社長崎土建工業所

代表取締役社長 上山信宏

長崎市田中町586番地10

株式会社長崎大建

代表取締役 林田和雄

## 令和6年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
10.1.5〔教育総務費・教育諸費〕 学力向上推進費	200	-	200	-	-	-
10.2.4〔小学校費・学校建設費〕 【補助】小学校整備事業費 大規模改造	52,600	-	-	39,800	-	12,800
【単独】小学校整備事業費 諸工事	25,100	-	-	-	-	25,100
10.3.4〔中学校費・学校建設費〕 【補助】中学校整備事業費 学びの多様化学校開設	6,600	-	-	3,300	-	3,300
10.4.2〔高等学校費・学校管理費〕 教育ICT推進費	9,974	9,974	-	-	-	-
10.6.3〔社会教育費・文化財保護費〕 文化財保護推進費 伝統芸能活動費補助金	2,500	-	-	-	2,500	-
合 計	96,974	9,974	200	43,100	2,500	41,200

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

〔以下、略〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第 12 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議

決を経なければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

	千円
法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県 500,000
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 150,000
	〔略〕